

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市に所在し、整体療法の施術者を養成するB養成所（以下「事業場」という。）に事務職として雇用され、受付事務に従事していた。

請求人によると、採用日に見学者に対する施術のモデルをするように言われ、その時、頸部にノミのようなものを押しつけられて木槌で殴打されたり、頸部を無理に旋回されたことによって、首や耳の下に痛みが出て、翌日は起きられなくなり、首も回すことができなくなったこと（以下「本件災害」という。）から、平成〇年〇月〇日C病院に受診し、その後D病院で検査を受けたところ、頸椎のヘルニアが確認されたとしている。その後、請求人は、健康保険により、複数医療機関に受診して加療を継続した。

請求人は、頸椎のヘルニアは業務上の事由により発症したものであるとして、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日に、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの療養補償給付を請求するとともに、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日に、障害補償給付を請求したところ、監督署長は、いずれの請求についても時効により請求権が消滅しているとして、これらを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に

審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の療養補償給付及び障害補償給付を受ける権利が時効によって消滅していると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の本件災害による傷病の治ゆ（症状固定）日について、E医師は平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、以下のとおり述べている。

症状固定の時期に関しては、通常、手術後1、2年が常識的なタイミングだと思う。ただし、平成〇年、平成〇年頃の診療録が現存していないため同時期の身体状況は不明である。厳密に症状固定の時期を特定することは困難である。平成〇年〇月〇日付けのF医師作成の後遺症診断書が残存している。これによると、症状固定日を同日と記載されている。この日を労働災害の症状固定日と判断するのが妥当ではないか。

また、G医師は平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、以下のとおり述べている。

損害賠償請求裁判の判決では、第1回手術のみを傷害との因果関係ありと認めている。しかしながら、複雑多彩な症状を頸椎の狭窄由来と判断して、これの拡大を計ったという意味では第2回、第3回手術も同類の手術である。これらの継続線上にある第7回手術までを同様に因果関係ありとせねば論旨が矛盾する。上述の未解決問題をも十分に考慮した上で、H医師が平成〇年〇月〇日に作成した身体障害者診断書・意見書の内容に沿って、同日をもって症状固定

とするのが妥当である。

当審査会としても、上記医証等からみて、遅くとも平成〇年〇月〇日をもって症状固定日とすることが妥当であると判断する。

(2) 労災保険法による療養補償給付、障害補償給付を受ける権利については、同法第42条により、それぞれ2年、5年を経過したときは時効によって消滅すると規定されている。また、同法第43条において、期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用することとされている。

ア まず、療養補償給付請求について検討する。

請求人は、平成〇年〇月〇日以降、労働基準監督署等に労災の適用の有無を尋ねており本件災害発生時から労災であるという認識があったと判断することができることから、健康保険に3割支払った日（最終の支払日を例にとると、当該支払日である平成〇年〇月〇日）の翌日が時効の起算点であると判断できる。したがって、上記最終の支払日の翌日である同月〇日から2年を経過していることは明らかであり、それ以前の支払分についても同様である。

仮に、本件災害発生時に労災であるという認識がなかったと判断しても、請求人が提起した民事訴訟であるI地方裁判所J損害賠償請求事件の判決（平成〇年〇月〇日言渡し）によって労災であるという認識を持てたことから、遅くとも上記判決言渡し時には権利を行使することができたにもかかわらず、行使していなかったものと判断できるため、療養補償給付を受ける権利は消滅時効が成立しているものと判断する。

イ 次に、障害補償給付請求について検討する。

労災保険法第42条の規定により、障害補償給付を受ける権利は、当該傷病が症状固定日の翌日（平成〇年〇月〇日）から時効が進行し、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

したがって、請求人が本件障害補償給付を受ける権利は、請求時（平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日）において既に時効により消滅している。

ウ なお、請求人は、「再審査請求書」と題する文書及び再審査請求の理由で、要旨、(ア) 当時何度も労働基準監督署に対応を求めているが、正しい情報を与えられなかったばかりか、全く異なる申請を指導された、(イ) 症状固定から5年間の間に、労働基準監督署に相談に通っている事実があり、あっせん

申請となっている。この間に充分正しい申請ができ、補償を受けることができたはずであるから、請求漏れとなっていた障害補償給付及び療養補償給付の支給を認めるべきである、と主張しているが、消滅時効の起算点については、時効に関する一般原則である民法第166条第1項の適用により、「権利を行使することができる時から進行する。」とされており、この権利を行使し得る時とは法律上の障害がなくなった時であるとされており、本件においては、保険給付の支給事由が生じた日であり、その翌日から時効が起算されると解するのが相当である。

請求人の上記(ア)及び(イ)の主張は、その存否は別として、いずれも事実上の障害の主張にすぎない。したがって、療養補償給付の請求及び障害補償給付の請求のいずれについても法律上の障害もなく請求が可能であったことが認められ、請求人の上記主張は理由がない。

(3) 以上のことから、請求人が療養補償給付及び障害補償給付の請求権を行使するに当たり、請求人の行使を妨げる法律上の障害が存在しないので療養補償給付の請求の対象である平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの診療実日数26日分及び障害補償給付について、本件給付を受ける権利は、時効によって消滅していることは明らかである。

なお、請求人のその他の主張について子細検討したが、上記判断を左右するものは見当たらなかった。

3 以上のおりであるので、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る療養補償給付及び障害補償給付を受ける権利は時効により消滅したものであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付及び療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。